

「同人系・ボカロ系楽曲」 の放送使用 & 同時配信使用 における現状と課題

2019年6月19日

2019年11月20日一部改訂

一般社団法人 日本ネットクリエイター協会
仁平 淳宏

同人系・ボカロ系楽曲の区分

1. ボカロ楽曲

2. 歌ってみた楽曲

3. 東方系楽曲

4. メジャーレーベルがボカロPに制作させた楽曲、および、 メジャーレーベルが制作した“歌い手が歌唱した楽曲”

これは事実上、メジャーレーベル楽曲であり、ここでは考えない。

同人系・ボカロ系楽曲の放送使用の現状

その1

- ファンは、メディアで放送されることを希望している。
- 権利者(制作者)もほとんどの場合、放送使用されること自体にはアレルギーは持っていない。
- 楽曲の取り扱い方によっては、ファン、権利者(制作者)ともに否定的な反応を持つ場合もある。
 - 「初音ミクの歌」「イオシスの曲」「歌い手〇〇の曲」というような、もともとの楽曲の経緯を無視するような表現を、ファンおよび権利者が嫌う場合がある。
 - × 初音ミクの「千本桜」をお届けします。
 - 黒うさPの曲「千本桜」です。歌っているのは初音ミクさんです。
 - × 藤崎かりん/mikoさんの曲、「魔理沙は大変なものを盗んでいきました」をお届けします。
 - IOSYSの東方楽曲「魔理沙は大変なものを盗んでいきました」を、藤崎かりん/mikoさんのバージョンでお届けします。
- 権利管理状況に対する知識が放送局サイドに少ないため、使いたくても使えない、という場合が多い。

同人系・ボカロ系楽曲の放送使用の現状

その2

1. ボカロ楽曲

2. 歌ってみた楽曲

- 著名曲の著作権はほとんど、音楽出版社経由で JASRAC 信託もしくは NexTone にて管理されている。

なぜ支分権ごとに権利手法を変えているのか？(口頭で説明します)

- 原盤はほぼ自己管理なので、使用に関しては、通常は音楽出版社に連絡をして、許諾をもらうのが普通。
- 原盤情報は JMD データベースに登録されていないので、通常の「放送使用でのマッチング」は行えない。
- 放送二次使用料に関しては(レコード製作者分・実演家分ともに) JNCA にて報酬請求代行業務を行っている曲がある。
(レコード製作者分に関してはクレーム対象基金にて対応)

同人系・ボカロ系楽曲の放送使用の現状

その3

3. 東方楽曲

- 著作権は全て自己管理。
- 原盤権は各サークルが持っている。
昨今では、有名楽曲に関してはISRCが振られている曲も増えた
最近では権利を束ねる企業が台頭してきている。この企業は著作権の処理も行っている。
- 原盤情報はJMDデータベースに登録されていないので、
通常の「放送使用でのマッチング」は行えない。
- 放送二次使用料に関しては(レコード製作者分・実演家分ともに)
今後、上記企業とJNCAにて報酬請求代行業務を行う計画がある。

同人系・ボカロ系楽曲の放送使用の同時配信について

- 放送使用を許諾したのであれば、それを同時配信することについてネガティブな意見を持っている人は少ないと思う。

しかし、下記の点に注意が必要！

- ボカロ楽曲の場合、著作権の放送権の管理と、配信権の管理の手法が異なっている曲がかなり多い。

例) 放送権はJASRAC信託、配信権はNexTone管理など(理由は口頭で)

- 東方楽曲の場合、著作権の放送権と同様に、配信権も自己管理(Zun氏)である。

- 原盤の権利は自己管理の場合がほとんど。

ただし、ボカロ楽曲の場合、その曲の著作権を管理している音楽出版社が原盤の権利窓口をしてくれる場合が多く、東方楽曲の場合(著作の処理が、放送局とZun氏との間でできていることが大前提だが)、各サークルと原盤使用の調整をすればよい。

→ 最近、別紙記載のように、東方楽曲の著作権および原盤権の許諾窓口を行う企業が出てきています。

原盤使用における現行の「許諾権」を 「報酬請求化権」に変えるという動きがあ るようですが。。。

— 基本、反対です。その理由としては —

- ネット系クリエイターは現状、報酬請求を行える術がないのに、このままで報酬請求化権にされると、勝手に使われるだけになってしまう。
- 仮に、もし請求できたとしても、料率が著しく下げられる可能性もある。

— なので —

現行の許諾権のままで、包括契約での使用を開始し、その包括契約に、ネット系クリエイターの原盤もちゃんと入れられる仕組みを作って欲しい。

同人楽曲やボカロ曲の 放送の同時配信の権利処理をスムーズに行 うための対策において ご留意いただきたい点

1. 著作権の全支分権が自己管理の曲がある。(東方楽曲)
2. 放送権はJASARAC信託だが、配信権は自己管理の曲がある。(一部のボカロ曲)
3. 二次創作曲の場合、カラオケ原盤の権利者と、歌唱部分の権利者とが別(ボカロ曲の「歌ってみた曲」)である。

これらの楽曲の著作権印税や原盤印税を正しく再分配できる仕組みが必要だと考えています。

同人系・ボカロ系楽曲の権利情報集約化の要件

1. 支分権ごとに異なる管理手法を一括で表示させる。

当該情報は現状 文化庁主催「情報集約化proj」にて一昨年・昨年と実証実験済み。

2. 自己管理の支分権については連絡先を記載する。

個人情報ではなく音楽出版社、同人サークル情報の記載で十分。

3. 複数ある原盤情報を一括で表示させる。

4. 原盤ごとの権利先を記載する。

3, 4ともに、二次創作原盤などの情報をどのように正しく、(ほぼ)漏れなく集約できるかが問題。

5. 2と4については使用条件をスマートコントラクト化する。

当該案件は、経産省主催「ブロックチェーン技術を活用したコンテンツビジネスに関する検討会」にて、使用条件の提示から収益再分配までをシステム化できるかを検討。(※次ページに概要記載)

6. 上記の情報を「メカニカル楽曲」「配信楽曲」の区別なく、集約化する。

本年度の文化庁主催「情報集約化proj」の課題。

ブロックチェーン技術等の活用で、 同人系・ボカロ系楽興の権利処理を円滑にできる可能性について

「分散管理」「スマートコントラクト」「取引履歴の記録」
「情報の流れと印税の流れとの一本化」などの機能を活用することで
実現可能なこと

- 1. 分散型システムのメリットを活用することで、それぞれのサークル・管理団体が個別に作品情報を登録可能。**
- 2. 楽曲の使用ルールをスマートコントラクト化することで、楽曲利用の不可が明確に提示可能。**
- 3. 二次創作作品の「制作過程・履歴」を記録させることで、複数存在する権利者情報の明確化が可能。**
- 4. 二次創作作品の各権利者にどのような割合で印税を再分配するかをスマートコントラクト化することで、スムーズな印税分配が可能。**

このような理由から、放送使用に限らず、同人系・ボカロ系楽曲を使用した
い様々な利用者にとっても、権利者にとっても可能性を秘めたシステムだと
感じています。

同人系・ボカロ系楽曲の区分：

1. ボカロ楽曲 **アジア各国・フランス・アメリカなどで強いファンを持つ**

ボカロPと呼ばれる、作詞作曲・編曲・原盤制作を行うクリエイターが制作した楽曲。

著作権の管理：（有名な曲はほぼ）支分権ごとに、JASRAC信託、NexTone管理されている。

原盤権の管理：基本的にはボカロP個人管理だが、事務所や音楽出版社が原盤ライセンスアウトを行っている場合が多い。

ISRC管理：配信アグリゲーターがISRCを採番しているが、ボカロP本人は意識していないのが現状。

下記2の理由から、同一サウンドトラックの異なる原盤が多数存在する。

2. 歌ってみた楽曲

上記1のサウンドトラック（カラオケ原盤）に、歌手と呼ばれる個人アーティストがボーカルトラックを載せて作成した楽曲。

著作権の管理：1記載通り

原盤権の管理：ボカロPが制作したカラオケ原盤を『一次原盤』と、歌手が最終的に作った原盤を『二次原盤』と（JNCA・ドワンゴでは）呼んでいる。

二次原盤の権利は歌手が有するが、二次原盤による収益の一部を一次原盤権利者に再分配するのが普通。

ISRC管理：配信アグリゲーターがISRCを採番しているが、歌手本人は意識していないのが現状。

3. 東方楽曲 **最近では中国などでも「東方サークル」が増えてきている**

ZUN氏が制作したゲームのBGMが元楽曲（ZUN氏が作曲、一部、詞がついているものがある）。

この元楽曲を様々なクリエイター（個人の場合だけでなく、サークルの場合も）が「編曲」「作詞」「演奏・レコード制作」をした楽曲を「東方系」とここでは呼ぶ。同一楽曲に多数の別アレンジが存在する。

著作権（曲）の管理：ZUN氏が（自分の法人を経由して）自己管理している。

原盤権の管理：原盤を制作したクリエイターやサークルが管理してるが、その商用利用に関しては、ZUN氏が構築したルールに従って行われている。

ISRC管理：現状、『伴大』により超優良サークル15社の楽曲のみ採番されている。（10000曲以上）

※今後も順次増えていく予定。伴大はJNCAの賛助会員。

同人系・ボカロ系楽曲展開の現状と課題

A. ボカロ系楽曲の場合

- (1) 支分権ごとの著作権管理状況はJASRACやNexToneのサイトで確認できる。
- (2) カラオケ音源をピアプロ（フリーDLサイト）などにアップして、それを歌い手に自由にボーカルを入れてもらい、それをニコニコ動画などにアップするという二次創作文化が出来上がっている。
- (3) (2)の行為により、歌い手が「動画再生数に応じてもらう広告対価（クリエイター奨励プログラム）を得ると、一次原盤権利者のボカロPにも同じく広告対価が返される仕組みがニコニコ動画にはある。
- (4) 著作権が管理団体に管理されていることもあり、ゲーム使用、CM使用、メジャーレーベル使用など、かなり広い分野に展開されている。

課題：歌ってみた楽曲や、メジャーによるカバーなど諸原盤が多く、オリジナル原盤がどれなのか？
オリジナル原盤の権利者が誰なのか？ 歌ってみた原盤の場合、権利者は誰なのか？
が、（企業ユーザーなど大人にとっては）判断しづらい。

B. 東方系楽曲の場合

- (1) 商用利用に関しては独自の考え方があるため、これまでは同人CD制作や、ニコニコ動画やYoutubeでの発表が主な展開であった。
- (2) 太鼓の達人などの一般ゲームに使用実績はあるが、これも企画ごとに一つ一つ対応していった結果であり、ボカロ系楽曲と比較すると敷居が高いのは事実。
- (3) 今年になって、前述した『伴大』により、ISRCの採番、iTuneでの配信などが始まり、新しい時代を迎えたと言える。

課題：ただしまだまだ使用者にとっての敷居は高く、一般の人には権利の所在が分かりずらく、録音使用はおろか、放送使用や演奏使用の希望にこたえられていない。